

H28年度税制改正(個人所得税)

個人所得課税に関する主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除

- ・ 相続により生じた空き家であって、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合、一定の要件を満たせば、当該譲渡所得について特別控除(3,000万円)が可能となります。
- ・ 平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡に限った期間限定の措置となります。

(2) 三世代同居の住宅リフォームに係る税額控除

- ・ 一定の要件を満たす三世代同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金または自己資金でリフォームを行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合、税額控除が可能となります。

借入金 : 住宅借入金等の年末残高の1~2%
(控除期間は最大5年間)

自己資金 : 標準的な工事費用相当額の10%

(3) スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)

- ・ 検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用が年間1.2万円を超えるときは、その超える金額(上限8.8万円)について所得控除が可能となります。(平成29年分からの適用)
- ・ 従来からの医療費控除(上限200万円)との選択適用となります。